トクちゃん新聞

創刊号

平成18年8月1日
徳野会計事務所
〒577-0006
東大阪市楠根3-12-28
TEL：06-6744-3961
FAX：06-6744-3963
URL：http://www.ft-tax.com/
mail:info@ft-tax.com

より一言

平成13年7月15日に開業して、5年が経ちました。
この5年、お客様に恵まれ、人脈に恵まれ、スタッフに恵まれ、チャンスに恵まれ、順調にやって来ることが出来ました。
スタッフは岡村を除き全員未経験者でしたが、それぞれが経験を積む中、仕事における基礎体力がついてきました。
さらに元来それぞれが持っている特色が出てまいりまして、事務所全体として「**いい感じ**」になってきました。
この「いい感じ」をお伝えしたく、また、スタッフのさらなる能力アップの一助にと、開業当初からお送りしてきました「税務と経営」を業者から購入するのではなく、**オリジナル** のものを作ることにいたしました。創刊にあたりまして、編集長の大塚を先頭に、各自が原稿を作成しまとめ上げました。
情報誌としてまだまだ至らないところはあるかと思いますが、そこはオリジナルの強み、今後毎月発行する中でよりよいものをご提供していきたいと思っています。
今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

税理士　徳野　文朗

☆8月14日（月）、15日（火）はお盆休みとさせていただきます。

◆税務情報

禁煙と医療費控除

先月（7月）1日から、たばこ税の増税に伴い、たばこが1箱あたり20円～30円値上げされました。
これを機会に禁煙をお考えという方もいらっしゃるかも！？

そんな方にお知らせしておきたいことがあります。

「禁煙治療にかかる費用は医療費控除の対象となります！」
（所得税法　第73条 ～医療費控除～）
（所得税法施行令　第207条　～医療費の範囲～ ）

ただし、注意が必要です。

禁煙補助薬（ニコチンガム等の医薬品）を医者からの処方箋がなく、
ドラッグストアなどで購入した場合には、医療費控除の対象となりません。

それは、医療費控除の対象となるのは、
①医師又は歯科医師による診療又は治療
②治療や療養に必要な医薬品の購入
とされており、疾病の予防や健康増進のための医薬品の購入については
医療費に該当しないこととされているためです。
つまり、処方箋なしの禁煙補助薬の購入は健康増進のための購入とみなされ、
医療費控除の対象とならないというわけです。
（所得税基本通達　73－5　～医薬品の購入の対価～ ）
※大阪では国立病院機構 大阪医療センター等で禁煙治療が受けられるようです。
詳しくはhttp://kinengairai.web.fc2.com/をご参照下さい。

担当：荒田

◆税金豆知識

平成17年度分（平成18年申告分）の
個人事業者の消費税納税申告額は4,901億円、
申告件数は157万6千件となりました。
この数字を前年と比較すると、申告額は2倍以上、申告件数においては約4倍となりました。増加の要因は免税点が3,000万から1,000万に引き下げられたことが考えられます。ちなみに新たな課税事業者である117万4千件のうち約2/3が簡易課税制度を選択しています。

（ 参考: 国税庁発表資料より ）　担当：大塚

◆経費削減アクションプラン

今回は、「フリーソフトの有効利用」についてです。
現在では様々な分野で多数のソフトが無料で入手できます。
（「ベクター　http://www.vector.co.jp/　」等で公開されています。）
無料でも十分使えるものがあり、わざわざお金を出して購入する必要がありません。ただし、使用する前に本当に無料かどうか及び、ウィルスの有無等の確認はお忘れなく！！

担当：大塚

◆税務スケジュール　（8月）

担当：岡村

日	法　人	日	個　人	日	共　通
31	〈18年6月決算法人〉確定申告・納付	31	個人事業税（第1期分）納付	10	7月分源泉所得税納付
31	〈9月決算法人〉消費税中間申告・納付（第3四半期分）	31	消費税中間申告・納付	10	特別徴収 7月分住民税納付
31	〈12月決算法人〉中間申告・納付	31	普通徴収 住民税（第2期分）納付	31	7月分健保・厚生年金納付
31	〈3月決算法人〉消費税中間申告・納付（第1四半期分）			31	労働保険料 第2期分納付

◆経理合理化のススメ

今回、第一回目としてご紹介したいテーマは、「経費精算」についてです。

まず質問です！
「経費精算は月に何回されていますか？」
みなさんの中には、こまめに（週に何回も）経費精算をされている方はいらっしゃいませんか？

そこで提案です。
「経費精算は月1回にしませんか！」経理社員が経費を精算するのに現金を使ってこまめに対応していたら、
その都度事務コストが発生していることに気づいて下さい。些細な仕事でも人が動けば、高い人件費がかかっています。
（参考図書：『「儲かる経理」に30日で変わる究極の方法 』 児玉尚彦先生著）　担当：荒田

◆お客様紹介

有限会社レントホーム

RHレントホーム 有限会社レントホーム
いつもあなたの為に。
あなたにピッタリの部屋探し
mini&mini

1）会社情報
① 設立　平成10年3月13日
② 事業内容　賃貸不動産の仲介等
③ 営業エリア　藤井寺・八尾・東大阪・大阪市内南部
④ 代表取締役　佐伯　透
⑤ URL　http://www.renthome.co.jp/index.html

※さらに、詳しい情報は、当事務所HP→「お客様の声」をご覧下さい。

2）どんな会社？
賃貸のミニミニのFC店を5店舗展開しておられます。会社設立当時からお付合いさせていただいている、徳野会計としてはもっとも長いお付合いのお客様です。佐伯社長はとにかくとても勉強熱心。他社の取組や考え方で面白そうなものがあれば、すぐ導入を検討してくれます。利益を出すためには、売上を伸ばすためには、人材を育てるためには・・・日々、いろんなことを模索してチャレンジを続けておられます。税理士としては、とても関与のしがいのあるお客様です。
ご家庭では、二人の娘さんの優しいお父さんです。

3）自社アピール
弊社は「存在価値のある会社」「お客様のお役に立てる会社」を目指しております。お客様の立場に立ち熱心で丁寧な応対を心掛け、お部屋の情報をご提供する。当たり前の事ですが徹底したい事の一つです。不動産業も巻き込む高度情報化社会にあって、正確な情報を提供するだけでなく、見えないけれど重要な部分、当社ではそこに人と人の繋がりを大切にする姿勢を込めたいと考えます。来てよかったと心から思って頂ける事。お客様の笑顔を求めて。

担当：徳野

◆スタッフ紹介

みなさん、こんにちは！
徳野会計事務所の荒田康夫です。

この場をお借りしまして、最近の荒田報告をさせていただきたく思います。

私は、今年で30歳になり、仕事に勉強に励んでおります。
その取り組みのひとつとして・・・

「2006年8月1日（火）実施されます第56回税理士試験を受験させていただきます！ハイっ！！」（大塚も受験します。）

みなさまがこの新聞をご覧になるころは、
テストの手ごたえで私の目に涙（うれし涙）が！？

みなさまのお役に立てるよう、仕事に勉強に励んでいきますので、
これからもどうぞよろしくお願いいたします♪

荒田康夫

「発表は12月8日です！楽しみですね・・・」

◆税金クイズ

担当：清水

Q.1.消費税が25%の国はどこでしょう？
①ベルギー　②スウェーデン　③ノルウェー
④韓国　　⑤イギリス

Q.2.地球の環境を守るためにつくられた税金を「環境税」といいますが、この税金があるのは次のどの国でしょうか？
①アメリカ　②イギリス　③フランス　④オランダ
⑤オーストラリア

【答え】
[Ans.1] ②スウェーデン
①ノルギー:21%　③ノルウェー:24%
④韓国:10%　⑤イギリス:17.5%
※ヨーロッパは税率が高い分、福祉が充実しています。

[Ans.2] ④オランダ
※環境税の中に、二酸化炭素の排出を減らすことを目的とした「炭素税」という税金があります。
オランダにはこの「炭素税」があります。

＊参考までに・・・弊所の正答率は、Q.1が4/6人、Q.2が2/6人でした。徳野久美は全問正解でした！！